



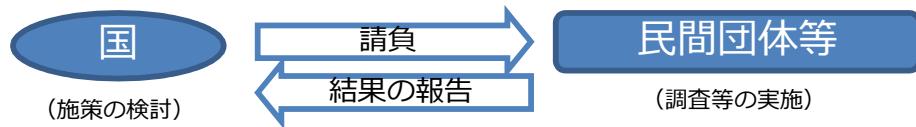
鳥獣保護管理強化総合対策事業費

平成29年度要求額
790百万円（768百万円）

背景・目的

- ニホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害が拡大・深刻化
- ニホンジカについて現状の捕獲率では、2023年には2013年の約1.5倍まで増加
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 国立公園等における生態系への影響の深刻化
- 鳥インフルエンザ等の感染症発生時の対応
⇒担い手の育成等の鳥獣保護管理の強化に向けた総合的な対策が必要

事業スキーム



事業概要

○鳥獣保護管理強化事業

鳥獣保護管理のための担い手育成、特定鳥獣の実態調査・検討（希少鳥獣の保護・管理含む）、捕獲事業の推進

○国立公園等シカ管理対策事業

国立公園等におけるシカ管理体制の構築、シカ管理対策モデル事業の実施

○鳥獣感染症発生時対策事業

野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施



期待される効果

- 鳥獣の捕獲等の促進とともに、感染症への適切な対応を図ることで鳥獣の保護及び管理が強化される

イメージ

鳥獣保護管理強化事業

※赤字・下線は法改正、青字・下線は基本指針改訂に伴う事項。

担い手育成

- 狩猟免許取得促進
- 認定事業者の育成・支援、事業者の知見・技術向上 等

特定鳥獣の実態調査・検討

- ナベヅル・マナヅルの越冬地分散化の推進
- 希少鳥獣(ゼニガタアザラシ等)の保護・管理の推進 等

捕獲事業の推進

- 指定管理鳥獣の調査・指定検討
- ニホンジカ捕獲技術の検証等
- 捕獲情報収集システムの運用等
- 鉛中毒影響モニタリング 等



国立公園等シカ管理対策事業

- 国立公園等におけるシカ管理体制構築・シカ管理対策モデル事業の実施
- 広域対策の強化等に係る専門家活用

鳥獣感染症発生時対策事業

- 野生鳥獣に鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施

改正鳥獣法（平成27年施行）や基本指針改定（平成28年秋）に伴う鳥獣の保護・管理の強化

